

第1条 (会員)

会員は、DANZENカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条 (提携会社)

会員規約第1条の提携会社を住友ゴム工業株式会社並びに会社が指定した住友ゴム工業株式会社の販売店（以下「提携会社」という。）とします。

第3条 (提携会社で利用した場合の支払方法)

会員規約第25条の規定にかかわらず、提携会社で利用したカードショッピングの支払金の支払方法は、以下のとおりとします。

- (1) 提携会社におけるカードショッピングの支払金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払、定率リボルビング払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。
- (2) 会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ただし、ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

(a) 支払回数 (回)	1	2	3	6	10	12
(b) 支払期間 (ヵ月)	1	2	3	6	10	12
(c) 実質年率 (%)	0.00	0.00	9.87	9.90	9.89	9.89
(d) 利用代金 100 円当たりの手数料の額 (円)	0.00	0.00	1.65	2.91	4.59	5.44
(a) 支払回数 (回)	15	18	24	30	36	48
(b) 支払期間 (ヵ月)	15	18	24	30	36	48
(c) 実質年率 (%)	9.91	9.90	9.90	9.90	9.90	9.90
(d) 利用代金 100 円当たりの手数料の額 (円)	6.73	8.02	10.64	13.29	15.99	21.51
(a) 支払回数 (回)	60	ボーナス一括払		ボーナス 2 回払		
(b) 支払期間 (ヵ月)	60	1~7		5~12		
(c) 実質年率 (%)	9.90	0.00		6.03~19.40		
(d) 利用代金 100 円当たりの手数料の額 (円)	27.19	0.00		4.80		

[例] 利用代金 100,000円 12回払

手数料 100,000円×5.44円/100円=5,440円

支払総額 100,000円+5,440円=105,440円

第1回分割支払額 9,740円

第2回以降分割支払額 8,700円

- (3) ボーナス一括払の支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月とします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は、1ヵ月から7ヵ月とします。
- (4) ボーナス2回払の支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のいずれかの組合せとします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月の支払金額は利用代金と手数料を合算した額の2分の1ずつ支払うものとし、端数が発生する場合は初回の支払月に算

入し支払うものとします。ただし、利用できる期間及び金額については指定があります。なお、利用代金100円当たりの手数料の額は4.80円（実質年率6.03%～19.40%）、支払期間は、5ヵ月から12ヵ月とします。

- (5) 会員が定率リボルビング払を指定した場合は毎月末日にカードショッピングの利用代金を締め切り、次に定める定率リボルビング払の方法により算出して得た額を会社に支払うものとします。会員は締切日の利用代金の残高（以下「利用残高」という。）に対し、3.00%の支払比率を乗じた額（1,000円単位1,000円未満切上げ。）を支払うものとします。ただし、弁済金（各回ごとの支払額をいう）は最低5,000円とします。当該弁済金には利用残高に対して実質年率13.20%の手数料を含むものとします。弁済金の具体的算定例は次のとおりとなります。

[例] 支払比率3.00%

当月末日の累積代金残高 250,000円の場合

弁済金 $250,000円 \times 3.00\% = 7,500円$ 切り上げし8,000円

手数料充当分 $250,000円 \times 13.20\% / 12ヵ月 = 2,750円$

元本充当分 $8,000円 - 2,750円 = 5,250円$

お支払後の元金 $250,000円 - 5,250円 = 244,750円$

なお、利用残高と手数料の合計額が、最低弁済金に満たないときは、弁済金はその合計額とします。

- (6) (2) (c) (d) の実質年率及び手数料並びに (3) (4) (5) の手数料については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条（規約の適用等）

- (1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。
- (2) 会員規約第19条の規定は、本特約の変更の場合にこれを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

SMB Cファイナンスサービス株式会社

〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号